

泉南市立浜老人集会場維持管理に関する覚書

泉南市（以下「甲」という。）と阪南町（以下「乙」という。）と泉南清掃事務組合（以下「丙」という。）とは、昭和 57 年度に建設した泉南市立浜老人集会場（以下「集会場」という。）の管理等について次のとおり覚書を交換する。

（確認事項）

第 1 条 丙がごみの処理施設の建設に伴い、地元泉南市男里浜区の補償の一環として、甲と乙の負担金及び地方債によって集会場を建設したことを相互に確認する。

（運営維持管理委託料）

第 2 条 集会場の維持管理に要する経費は、年度毎に地元泉南市男里浜区代表者、甲、乙及び丙の協議の上決定し、甲及び乙が負担するものとする。

集会場の運営及び維持管理は甲の条例及び規則の定めるところによるものとする。

（地方債償還金の負担）

第 3 条 集会場建設に係る地方債償還金は、別に定める率で甲及び乙が負担する。

（地方債償還後の処理）

第 4 条 集会場の建物は、地方債償還後に甲、乙及び丙で協議するものとする。

(協 議)

第 5 条 本覚書に疑義が生じたときまたは定めのない事項については、必要に応じ甲、乙及び丙の協議の上定めるものとする。
本覚書を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各自一通保有する。

昭和 5 8 年 3 月 3 1 日

甲 泉南市樽井 7 3 0 番地

泉南市長 稲 留 照



乙 泉南郡阪南町尾崎町 3 5 番地の 1

阪南町長 成 子 芳



丙 泉南郡阪南町尾崎町 5 3 2 番地

泉南清掃事務組合

管 理 者 稲 留 照

